

財務省告示 第百九十六号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、平成十四年四月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年五月十四日

財務大臣 塩川正十郎

- 一 名称及び記号 利付国庫債券(二十年)(第五十五回)
- 二 発行の根拠法律及びその条項 財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一号)第十一条第一項及び国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項
- 三 発行方法 価格を競争に付して行われる入札発行
- 四 募入決定の方法 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
- 五 発行額 額面金額で六千九百九十二億円
うち、財政融資資金特別会計法第十一条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千十四億二千六十五万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四千九百七十七億七千九百三十五万円
- 六 払込金額 六千九百四十二億六千八百三十万円
- 七 額面金額の種類 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種
- 八 発行日 平成十四年四月二十二日
- 九 発行価格 額面金額百円につき九十九円十五銭以上のそれぞれの応募価格
- 十 利率 年二・〇パーセント

十一 経過利子の払込み (一) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額及び登録金額の総額 $\times 2.0/100 \times 33/365$

(二) 次に掲げる国債については、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、次に掲げる国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

イ 発行時において、登録(一括登録(国債の一括登録に関する省令(昭和五十五年大蔵省令第四号)第二条第二号に規定する一括登録をいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)がされている国債の利子に係る所得税が源泉徴収される者の記名により登録されるもの。

ロ 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収される一括登録に係る口座に混蔵寄託されるもの。

ハ 発行時において、登録又は一括登録されないもの(発行時において、所得税法第十条、第十一条若しくは第百七十六条第一項又は租税特別措置法第四条、第四条の二、第四条の三若しくは第九条の三第二項に規定する利子の非課税に係る要件を満たすものを除く。))。

十二 初期利子 平成十四年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号、第十四号及び第十五号において規定する期日について同じ。))。

額面金額又は登録金額 $\times 2.0/100 \times 1/2$

十三 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十四 終期利子 平成三十四年三月二十一日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。

額面金額又は登録金額 $\times 2.0/100 \times (1/2 + 1/365)$

十五 償還期限 平成三十四年三月二十一日

十六 償還金額 額面金額百円につき百円

十七 元利金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十八 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日 平成十四年四月二十二日